

報 告 第 7 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）

写

専決第6号

# 処 分 書

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第9号）について

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

新居浜市長 古 川 拓 哉

## 令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,580,838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,184,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		20,385,285	342,849	20,728,134
	1. 市民税	7,872,142	342,849	8,214,991
2. 地方譲与税		356,000	22,524	378,524
	2. 自動車重量譲与税	200,000	1,024	201,024
	3. 森林環境譲与税	50,000	4,000	54,000
	4. 特別とん譲与税	45,000	17,500	62,500
3. 利子割交付金		15,000	25,847	40,847
	1. 利子割交付金	15,000	25,847	40,847
4. 配当割交付金		88,000	49,075	137,075
	1. 配当割交付金	88,000	49,075	137,075
5. 株式等譲渡所得割交付金		150,000	68,490	218,490
	1. 株式等譲渡所得割交付金	150,000	68,490	218,490
6. 法人事業税交付金		323,000	42,790	365,790
	1. 法人事業税交付金	323,000	42,790	365,790
7. 地方消費税交付金		2,750,000	686,800	3,436,800
	1. 地方消費税交付金	2,750,000	686,800	3,436,800
10. 地方特例交付金		80,000	117,556	197,556
	1. 地方特例交付金	80,000	117,556	197,556

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		6,936,795	128,318	7,065,113
	1. 地方交付税	6,936,795	128,318	7,065,113
18. 寄附金		757,602	1,000	758,602
	1. 寄附金	757,602	1,000	758,602
19. 繰入金		1,246,459	373,289	1,619,748
	1. 基金繰入金	1,246,459	373,289	1,619,748
22. 市債		4,285,500	△277,700	4,007,800
	1. 市債	4,285,500	△277,700	4,007,800
歳入合計		57,604,058	1,580,838	59,184,896

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		7,144,291	1,179,838	8,324,129
	1. 総務管理費	6,002,597	1,179,838	7,182,435
3. 民生費		24,136,781	101,000	24,237,781
	1. 社会福祉費	11,205,447	101,000	11,306,447
4. 衛生費		5,264,613	150,000	5,414,613
	1. 保健衛生費	1,409,159	150,000	1,559,159
7. 商工費		2,157,574	150,000	2,307,574
	1. 商工費	2,157,574	150,000	2,307,574
歳出合計		57,604,058	1,580,838	59,184,896

歳入歳出予算補正

( 歳 出 )

千 円

第2表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 教育総務費	文化施設環境整備事業	14,069

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
社会資本整備事業	千円 561,400	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	%	年 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 597,300	補正前に同じ	%	補正前に同じ
過疎対策事業	79,800					100,000			
教育施設等整備事業	445,200					429,800			
デジタル活用推進事業	6,500					17,700			
行政改革推進債	329,600					—			
計	4,285,500	—	—	—	4,007,800	—	—	—	